

長万部町災害時備蓄品管理要項

平成29年10月25日制定

[総務課]

(趣旨)

第1条 この要項は、災害時における被災者等に対し生活必需物資等の提供を行い、応急的な被災者の生活の確保を図るため、長万部町が保管又は確保する災害時備蓄品（以下「備蓄品」という。）の管理及び使用について必要な事項を定めるものとする。

(備蓄計画)

第2条 備蓄品の整備計画については別に定める。

(備蓄の方法)

第3条 備蓄品は町が購入し、次に定める場所に分散して備蓄するものとする。

- (1) 町の所有する施設等
- (2) 町内会、自主防災会等の活動拠点となる地域会館等
- (3) 町と「災害時等における協力体制に関する協定」を締結した機関等
- (4) 町と「災害時における避難所施設使用に関する協定」を締結した施設等
- (5) その他町長が指定する施設等

なお、上記(2)～(5)に備蓄する場合は、管理責任者に対し別添 備蓄品管理依頼書にて管理依頼すること。

(管理責任者)

第4条 備蓄品の円滑な管理を図るため、管理責任者を置くこととする。

- 2 管理責任者は、町長が指定する者とする。

(管理責任者の職務)

第5条 管理責任者は、常に備蓄品の適正な管理に努めるものとする。

- 2 管理責任者は、備蓄品の数量、賞味期限、受け入れ及び支給の状況等について適宜記録し、町から情報を求められた際には、速やかに報告することとする。
- 3 管理責任者は、備蓄品の数量及び保管状況について適宜点検を行い、異常が見つかった場合は速やかに町に報告することとする。
- 4 管理責任者は、災害が発生したときは、速やかに必要とする物資を把握し、被災者等に支給するものとする。

(備蓄品の支給)

第6条 備蓄品の支給の対象となる者は、次に掲げるとおりとする。ただし、町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 避難所に収容されている者
- (2) 災害地において応急作業に従事している者

（備蓄品の使用等）

第7条 緊急の場合を除き、備蓄品を使用する際には事前に町長の承認を得ること。

2 上記以外で備蓄品を使用した際には、管理責任者において原状回復させること。

（委任）

第8条 この要項に定めるもののほか、備蓄品の管理及び使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年10月25日から施行する